

景観協定

建築物・緑・工作物・看板・青空駐車場など景観に関するさまざまな事柄を一体的に協定

○土地所有者等の全員合意により自主的に協定

○新たに土地所有者等となった者にも有効(承継効)

○建築物や緑のほか、清掃活動の回数等、ソフトな部分まで含めて景観に関する様々な事柄を定めることが可能

活用イメージ



基準項目例

住宅地の建築物や工作物の色・形状・素材・高さ、敷地の緑化、植栽の管理方法等

商店街の屋外広告物の色や大きさ、デザイン、共同設置の義務づけ、等

敷地をセットバックして設けるオープンカフェや花壇・植栽の設置、清掃活動の回数設定等

景観協定の事例（岐阜県各務原市）

土地を所有する企業や地方公共団体による全員合意の協定

テクノプラザ南エリア
景観協定地区



協定内容（抜粋） ～地域の実状に沿った肌理細やかな制限を実施～

- 緑地率 低木、中高木で 10% 以上確保
- 植栽時期 建築物の完成後1年以内に実施
- 建蔽率 60% 以下
- 容積率 200% 以下
- 屋外広告物関係
 - ・社名表示
 - 企業名板 位置:敷地出入口に限り設置可とし、高さは1.5m 以下
材質:周囲との調和に配慮
 - 建物壁面 企業名、ロゴマーク、シンボルマーク程度のものに限り主たる出入口付近に設置可
壁面全体の使用を禁止し、文字の大きさは一字一辺 80cm を限度
 - ・建築物付帯広告
 - 設置及び掲示の禁止